

令和元年度 第3回 鴨川市水道事業運営委員会 会議録

日 時：令和元年 11 月 11 日（月）12 時 58 分から

場 所：鴨川市水道局 1 階会議室

出席者：鈴木 美一

梶 恵子、中村 康仁、高梨 俊和、田仲 重郎、和泉 良史

欠席者：福原 三枝子

事務局：市長 亀田 郁夫

水道局長 角田 敬夫、次長 小泉 満、業務係長 佐久間 泰弘、

工務係長 鈴木 武志、浄水係長 吉村 洋介

業務係員 須金 幸平、乾 陽介

傍聴者：0 名

1 開会

（進行：事務局 小泉次長）

皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、お集まりになりましたので、令和元年度第3回鴨川市水道事業運営委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、鴨川市水道局の小泉です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

最初に、配布資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました、「会議次第」、「委員名簿」、「附属機関設置条例」、「議案1 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)」、「議案1 説明資料 令和元年度水道事業会計補正予算(第1号)」。

それから、本日お配りいたしました「資料 令和元年度水道事業上半期業務状況報告書」、「令和元年度第3回運営委員会資料」、「令和元年度第3回水道事業運営委員会報告事項」以上でございます。資料の配布もれ等ございませんでしょうか。

次に、本日の会議の取扱についてご説明をさせていただきます。本日の会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」等により、会議を公開することといたします。

また、会議録を作成し、公開するため、録音させていただきます。

本日、福原 三枝子委員さんより欠席の連絡が入っております。これは水道局の日程変更に伴い行事予定が重なってしまいました。大変ご迷惑をおかけいたしました。

本日の出席委員は6名でございますので、「鴨川市附属機関設置条例」第5条第2項の規定により、過半数を超えておりますので、本委員会は成立いたしますことを報告させていただきます。

2 市長あいさつ

(進行：事務局 小泉次長)

開会にあたりまして、亀田市長から挨拶を申し上げます。

(亀田市長)

皆様、こんにちは。本日は、令和元年度第3回水道事業運営委員会を開催させていただいたところ、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度の、台風15号及び19号、さらには、台風21号に伴う豪雨により、被災された市民皆様に、まずもって、心よりお見舞い申し上げます。

この一連の台風におきましては、広範囲に及ぶ長期の停電や、豪雨による浄水場一部施設の冠水により、断水・減水をいたしましたことから、水道をご利用のお客様には、大変なご不便をおかけいたしました。

現在、仮復旧により、断水は解消しておりますが、被災した施設の一日も早い本復旧を目指し、職員一丸となって、作業を行なっているところです。

このような状況のなか、現有の水道施設においては、老朽化が進んでおりますので、水道水の供給を安定的に行なうため、今後予定をしております更新事業は、災害発生時にも、市民皆様への給水が継続できる、災害に強い水道施設として、しっかりと整備をしてまいります。

本日の運営委員会では、水道事業会計補正予算（第1号）といたしまして、台風・豪雨による被災対応の費用等として、収益的支出及び資本的支出の増額をさせていただくものと、次年度の業務に係る契約事務の執行のため、債務負担行為の設定をさせていただくものです。

また、その他といたしまして、「上半期業務状況について」及び「台風被害の状況について」ご報告をさせていただきます。

議事の詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、皆様には、水道事業の運営に関し、それぞれのお立場から、建設的なご意見をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたっての、挨拶とさせていただきます。

(進行：事務局 小泉次長)

ありがとうございました。

3 議事

(進行：事務局 小泉次長)

それでは会議に入りたいと存じます。「鴨川市附属機関設置条例」第5条第1項の規定によりまして、会長が議長となることとなっております。これより進行を、鈴木会長にお願いいたしますと存じます。よろしくお願い致します。

(鈴木会長)

皆さん改めまして、こんにちは。

本日は、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。心より御礼申し上げます。それでは、議事進行は、座って行わせていただきます。

本日の会議録の確認をしていただき、委員さんにつきましては、中村康仁委員さん、高梨俊和委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

始まります前に、先ほど説明がありましたけれど、福原三枝子委員ですけれども、私も一緒なんですけど、今日、建設経済常任委員会で、皆さん見てお分かりのように、マテバシイのナラ枯れ病というのが結構広がってまして、その現状と、あと有害獣の視察ということで、大多喜と市原のほうに行っておりまして、すみません、私と手分けをしましたもんですから、福原さんは欠席をさせていただきました。

早速、議事を進めさせていただきます。「議案1 令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第1号）」について、事務局より説明をお願いいたします。

(角田局長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にてご説明をさせていただきます。

資料でございますが、縦に見まして、右上に議案1と書かれた資料及び議案1説明資料を併せてお手元にご用意いただきたいと思います。

また、本日お配りをいたしました、令和元年度第3回運営委員会資料につきましては、内容の説明は省略させていただきますが、今回の補正予算を算入したものをグラフ化したものでございまして、収益的収支と資本的収支を分けてございますので後ほどご覧いただければと存じます。

先ほど市長挨拶で申し上げましたとおり、今回の補正でございますが、1点目は、台風・豪雨被害に対応するため補正をさせていただくものと、高濃度PCB廃棄物の処理に係る業務が本年度に実施することとなったこと、及び機器として量水器を購入する必要が生じたことから変更を加えるものでございます。この内訳につきましては、3条の経常費用に係るものと、4条の資本費用に係るものがございます。また、台風・豪雨の対応状況につきましては、次第の、その他として、後ほどご報告をさせていただきますと存じます。

2点目でございますが、来年度の当初より円滑に事務を進めるために、債務負担行為の設定をさせていただくというものでございます。

それでは先ず、1点目でございます。議案1説明資料をご覧ください。

来る、令和元年第4回市議会定例会に提出いたします議案といたしまして、令和元年度鴨川市水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議決を求める必要のあるものでございまして、あらかじめ運営委員の皆様にご承認をいただきたいものでございます。

2の内容をご覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の支出につきまして、営業費用の追加を行なう必要が生じたことから、既決予定額に 2,079 万 7,000 円を加え、13 億 9,460 万 1,000 円といたし、第 1 款事業費を 15 億 3,041 万 9,000 円といたしたいものでございます。

次に(2) 資本的収入及び支出の支出につきまして、建設改良事業費の追加を行なう必要が生じたことから、既決用定額に 903 万 4,000 円を加え、5 億 1,374 万 7,000 円といたし、第 1 款資本的支出を 9 億 980 万 7,000 円といたしたいものでございます。

この内訳でございますが、右上に議案 1 と書いてございます、補正予算書の 4 ページをご覧くださいと存じます。実施計画書でございます。

まず、収益的支出の、第 1 項営業費用、第 1 目原水費から第 3 目配水及び給水費に、今回の災害対策費用として、燃料費、賃借料、修繕費の所要額を加え、委託料につきましては、高濃度 PCB 廃棄物の処理に係る業務に係る費用を加えるものでございます。

次のページをご覧ください。資本的支出でございます。

まず、第 1 項建設改良事業費の第 2 目浄水設備費及び第 3 目配水設備費につきましては、災害対応として、設備の更新を実施するための費用を加えるものでございまして、第 4 目営業設備費につきましては、量水器の交換業務に伴います機器購入費用を加えるものでございます。

1 ページにお戻りください。

第 4 条、予算第 4 条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億 6,972 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 3 億 9,730 万 7,000 円、減債積立金 1 億 3,154 万 7,000 円及び当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 4,087 万 5,000 円で補填するものとする。)」に改めたいものでございます。

第 5 条の、たな卸資産でございますが、既決予定額に 600 万円加えまして、購入限度額を 6,778 万 9,000 円といたしたいものでございます。

なお、今回の台風・豪雨災害について、仮復旧中の施設や、土砂・倒木処理を現在行なっている。また、減災対策及び復旧の方法を検討している施設がございますことから、全ての災害対応の費用等を計上いたしておりませんので、次回補正、あるいは来年度の当初予算の編成時に、改めて加えさせていただきたいと存じます。

加えて申し上げますと、災害復旧のための補助金の制度がございますが、いずれの事業も算定額が補助基準に届かないため、市単独の事業となりますことをご報告いたします。

続きまして、次のページをご覧ください。

債務負担行為について定めるものでございます。

業務の性質上、いずれも年度当初から契約を締結しなければならないものでございまして、発生する業務に支障を来さないよう、債務負担を設定させていただくものでございます。内容といたしましては、量水器交換等業務に係る委託料、期間は契約をいたします本年度から実際の支出をいたします令和 2 年度といたしまして 1,435 万

5,000 円を、電気・通信等施設設備及び事務機器等の保守に係る委託料、期間は先ほどと同様で 461 万円を、水質検査業務に係る委託料、期間は同様で 1,530 万 1,000 円を、土砂処理業務等に係る委託料、期間は同様で 5,797 万円を、薬品等に係る購入費、期間は同様で 5,336 万 2,000 円を、量水器検針等業務に係る委託料、期間は本年度から令和 4 年度の実業務期間 3 年間で 1 億 313 万 6,000 円のそれぞれ限度額を定めたいとするものでございます。

続きまして 6 ページ、資料の最後のページとなります。

当年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これまでの財務活動によるキャッシュ・フローは変更ございませんが、1 の業務活動によるキャッシュ・フローは、事業費の増に伴う当年度純利益の減少と、未収金の減少により 1,619 万 9,000 円の減少、2 の投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出 821 万 4,000 円の減少でございまして、合わせて 2,441 万 3,000 円の減少でございます。また、下から 2 行目をご覧ください。資金期首残高でございますが、決算による額の確定により 1 億 9,782 万 2,000 円の増額でございまして、補正予定額期末残高は 1 億 7,340 万 9,000 円の増額でございます。既決予定額と補正予定額を合わせました、補正後の資金期末残高は 13 億 5,324 万 2,000 円となる予定でございます。

以上で、令和元年度鴨川市水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

（鈴木会長）

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑ございますでしょうか。ご質問が無いようですので、ただいまの件につきまして、承認ということで、ご異議ございませんでしょうか。

== 異議なしの声 ==

（鈴木会長）

ご異議なしと認め、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、本日の議件を終了させていただき、議長の職を解かさせていただきます。議事進行に、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

（進行：事務局 小泉次長）

会長ありがとうございました。

ここで、市長は所用のため退席させていただきます。

== 市長退席 ==

4 その他

(進行：事務局 小泉次長)

それでは、次第の4「その他」といたしまして、何かございましょうか。

それでは、事務局から上半期の状況につきまして、報告させていただきます。

(角田局長)

それでは、今年度の上半期の運営状況を報告させていただきます。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

資料といたしまして、令和元年度鴨川市水道事業上半期業務状況報告書をご覧ください。

先ず、1. 工事関係でございますが、主要な工事といたしまして、配水管布設替等では、清澄地区配水管布設替工事、貝渚地区配水管布設替工事を、更新その他としては、内浦地区舗装本復旧工事、東町浄水場1号送水ポンプ更新工事、保台浄水場次亜塩貯槽更新工事、保台浄水場2号取水ポンプ更新工事、保台浄水場ろ過池洗浄装置更新工事、高鶴配水場次亜注入設備更新工事、御園増圧ポンプ所直流電源装置更新工事、末端給水栓水質監視設備設置工事その2、などを実施したところでございます。

4ページには、主要工事等一覧としてまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

お戻りいただきまして、次に、2. 業務関係でございます。

業務関係では、給水契約数は、5ページと、6ページをご覧ください。

まず、6ページ上の段、左側でございますが、上半期の給水契約数は、9月末現在、前年度より27件多い、1万8,420件となったところです。

次に有収水量でございますが、一つ前のページにお戻りいただきまして、5ページ、下の段の表をご覧ください。表の真ん中に有収水量、右側には有収率を記載してございます。

有収率は、前年同期に比べ2・0ポイント減の73.9%、有収水量は、上半期合計217万6,157立方メートルとなり、昨年度より3万5,294立方メートル、1.6%の減でございます。主な要因といたしましては、給水人口の減少による一般のご家庭で使用している水量の減少、また飲食店等では節水器具等の普及等によりまして、使用水量が減少をしている状況となっております。この使用水量の減少により、従量料金の収入が減少しており、全体として水道料金収入が減少となっております。

料金の収納状況については、上半期の9月末現在において、調定額6億9,158万373円で、前年同期と比較をいたしまして、265万128円、率といたしまして0.4%の減少となりました。収納額は5億5,421万2,440円で、前年同月と比較いたしまして272万8,115円、率にいたしまして0.5%の減少となったところです。下半期も、上半期と同様の状況であると見込まれるところでございます。

次に、3. 経理関係でございます。

6ページ上段の表、水道料金の欄をご覧ください。前年同期に比べ1・6ポイント

減、金額で約 977 万円の減となっております。これらの原因でございますが、先ほど 2 の業務関係でも申しましたが、主に「家事用」が減少しており、その他では若干「スーパー・飲食店等」、「学校用」、「事務所用」、「ホテル・旅館等」の有収水量が減少傾向にありました。

最後になりますが、5 ページ上段の表をご覧ください。

収益と費用の動向ですが、収益は料金収入の減少などにより、昨年度と比較して 1.6%の減少となりました。費用におきましては、企業債支払利息は毎年減少傾向にあります。原水費、浄水費、配水及び給水費等、施設の修繕費用や委託料等の減などにより 4.7%の減となり、差引損益では 2 億 7,145 万 4,251 円の利益となり、前年度と比較して 2.4%、633 万 8,683 円の増加という状況でございます。

以上で、今年度の上半期運営状況の報告とさせていただきます。

(進行：事務局 小泉次長)

報告が終わりました。何かございますでしょうか。

(鈴木会長)

有収率が 73%くらいですよ。20 数%は漏水しているということですか。

(角田局長)

5%程度は、浄水処理、例えば配水の残留塩素の測定などに使用しておりますが、その他の約 20%は漏水しているという状況です。

浄水場ごとで分析いたしますと、漏水量の多い施設といたしましては、横渚浄水場の施設と、東町浄水場の施設が多いという状況でございます。

その浄水場につきましては、比較的古い管路に配っている施設となっております。創設から 58 年ほど経っておりますけれども、そういった古い管路に配水しているという施設が多いということです。

(鈴木会長)

古い管路というのはだいぶ残っているということ。

(角田局長)

老朽管におきましては、石綿セメント管については、全体の数量としては 10 数%残っておりますが、漏水の多い管路としましては V P が一番多いということでございます。現在ではその V P 50 ミリ前後の管路からの漏水件数が一番多い状況でございます。その 50 ミリ前後の管路というのが、本管ではなく、例えば枝道に入っているような細い管路になりますので、そちらの更新が進んでいない状況です。

(進行：事務局 小泉次長)

他にありますでしょうか。なければ以上でよろしいでしょうか。

それでは続きまして、事務局から9月、10月の台風関連の状況につきまして、報告させていただきます。

(角田局長)

それでは、本日お配りをいたしました、このA4、1枚の報告書をご覧いただきたいと存じます。

市長冒頭で申し上げましたとおり、この度の、台風15号及び19号、さらには、台風21号に伴う豪雨による一連の台風におきまして、広範囲に及ぶ長期の停電や、豪雨による東町浄水場一部施設の冠水によりまして、断水・減水をいたしましたことから、水道をご利用のお客さまには、大変なご不便をおかけしたところでございます。

現在は、浄水場機能の一部復旧が完了し、断水は解消しておりますが、現在も被災した施設の復旧作業を行なっております。それでは、資料にそって被災時等の状況をご説明いたします。

まず、台風15号でございます。

9月9日、未明に東京湾を北上いたしました台風15号の猛烈な暴風雨により、鴨川市内の広範囲で停電が発生いたしました、この台風により、電気を必要とする5箇所の浄水場、2箇所の配水場、加えて44箇所のポンプ所や配水池等の、水道施設全てが停電となったところです。

5箇所の浄水場のうち、3箇所については、非常用発電設備での運転に切り替わりましたが、横渚浄水場と清澄浄水場については、停電による運転休止となったところです。

また、暴風により、天面にございます、ポンプ所建屋が被災し、それに伴いまして、施設内での漏水が発生いたしました。また、各所で倒木に巻き込まれる形で、水道管の漏水が発生いたしましたことから、横渚浄水場においては、急激に配水池に貯められていた水道水がなくなっていく状況でありましたことから、横渚浄水場の配水エリアを小さくする作業として、各所でバルブ操作をその日の早朝に実施をしたところですが、漏水量が多く、朝には断水となったところです。

そのほかの浄水場におきましては、非常用発電機での運転の継続、清澄浄水場におきましては、配水池の量が約1日半使える状況でしたので、すぐには断水をしない状況でございました。この時点での断水戸数は5,755戸でございます。その日の深夜に横渚浄水場の電力が回復し、試運転を開始し、配水池への送水を開始いたしました。

9月10日6時現在では、断水戸数が570戸となりました。

翌11日に、停電中の清澄浄水場の配水池が空となり、断水戸数は937戸に増えております。また、手配が整いました非常用発電機をポンプ所へ設置を始めたところです。

12日になりまして、一部で電気の復旧が見られるようになり、それに伴うポンプ所の運転が開始されました。また、市内各所に臨時給水所を設けまして、応急給水を実

施いたしました。

13日は、停電中のポンプ所へ非常用発電機の設置作業を実施、また清澄浄水場の電力が復旧し、順次運転を開始しました。なお、各所で停電が発生し、長期化することが発表されていましてことから、復旧した浄水場やポンプ所のエリアについても、井戸水をご利用の市民のため、給水所は閉鎖せず、停電解消まで継続することといたしましたところでは。

14日も、停電したポンプ所への非常用発電機の設置作業を行なったところでは。

15日に、国土交通省、及び柏市水道部から給水車の応援をいただきまして、各給水ポイントへの水の輸送をしていただいたところでは。

16日も、停電中のポンプ所へ、非常用発電機の設置を実施いたしまして、一部の地域を除いて、各所で電力の復旧が進みまして、本日で、断水件数は10戸となりました。

17日になりまして、発電機の設置がなく、停電中であつたポンプ所について、電力の復旧があり、発電機の運転と合せて、全ての浄水場及びポンプ所等で電力の確保ができて、断水戸数は0となったところでは。

18日に、釜沼地区で、市道の倒木撤去作業のため、発電機が設置されているところまで進入できないという状況となりましたことから、非常用発電機の燃料切れとなり、2戸の断水となったところでは。

19日の時点では断水戸数0となりましたが、5箇所のポンプ所で停電中、非常用発電機での運転継続中ということでした。

20日では2施設で停電中です。

21日になりまして、全てのポンプ所が電力の復旧とかかれています、大山地区で1箇所の電話線の切断により、自動運転ができない状況でありましたが、職員が朝、夕にポンプの運転を現場で行なうことといたしまして、給水には支障のない状況となりました。

また、東町浄水場へ原水を導水するための水路の確認に行くための進入路が倒木により遮断された状況でしたが、自衛隊の協力により、進入できる程度の倒木の除去をしていただきましたことから、確認作業及び清掃が実施でき、異常がないことを確認いたしました。

22日には、袋倉ダムへの重機での進入ができるようになったことから、取水設備周辺土砂の撤去作業を実施いたしました。

24日の時点で、袋倉取水口の清掃が終了し、浄水場の能力も100%となったところでは。また、設置をいたしました非常用発電機の撤去作業を継続して行ないました。

次に、台風19号の対応についてご説明いたします。

台風15号の被災状況から、市内各地で停電が発生することは予見できましたので、10月7日の時点で主要な浄水場及びポンプ所へ設置するための非常用発電機を発注いたしまして、10月11日に到着をいたしました。横渚浄水場については、当日設置

を完了しております。

12 日に、台風とは関係のない漏水事故が二子地区で発生をいたしまして、64 戸が断水となっております。職員による漏水箇所の調査を行ないましたが、12 日中には発見できず、断水が継続する事態となったところです。

13 日は、昨夜に到来いたしました台風 19 号の影響により、浄水場 3 箇所、ポンプ所 21 箇所の停電が発生いたしました。断水戸数は 235 戸となっております。本日より順次停電しているポンプ所へ非常用発電機の設置を開始したところです。

14 日は、発電機で稼働中の施設 12 箇所で、漏水による断水も合せまして 96 戸が断水中となっております。また本日から千葉県企業局の応急給水車 3 台を受けまして、応急給水を実施いたしました。

15 日も同様の作業を実施いたしました。また、復旧の目途が立ってきたことから、千葉県企業局の応急給水の支援を終了といたしました。

16 日は、11 箇所の施設で発電機により運転、内 2 箇所の発電機が不具合により停止したため、入れ替え作業を実施いたしました。

また、二子地区の漏水箇所を発見し、修理を完了いたしました。

17 日は、6 箇所の施設で発電機により運転しております。

18 日、17 日の深夜に全ての施設で電力が回復したことから、買電へ切り替える作業を実施いたしました。

19 日から、順次非常用発電機の撤去作業を実施いたしました。

台風 19 号については以上でございます。

続きまして、台風 21 号の対応について御報告いたします。

10 月 25 日の早朝から激しい雨が降りまして、停電等はなかったと思いますが、東町浄水場の裏山から、大量の倒木と土砂が浄水場に流入し、上流からの水を排水するパイプが埋まってしまったため、排水ができず、浄水場内に土砂が流れ込んだことによりまして、土砂が堆積し、施設内に泥水が流入してしまったという事案でございます。

この泥水の流入により、浄水池の中に泥水が入ってしまったこと、また、水を送るためのポンプ施設が、地下に設置をされていますが、そのポンプ施設に泥水が流入し、ポンプが冠水してしまったことによりまして、水を送ることができない状況となったところです。

このような状況から 11 時 40 分に東条地区の断水通知を行ないまして、4,699 戸の断水となったところですが、保台浄水場からの押し込み給水を同時に開始したこと、また、東町浄水場の配水池の水位がまだ確保できていたことから、この時点では断水をしていない状況ですが、豪雨の影響から、保台浄水場の処理状況が悪く、処理が停止する可能性があったことから、全戸の断水と発表させていただきました。

千葉県水政課に対し、給水車の応援要請を行なったところ、県内水道事業体から 10 台の応援をいただきまして、16 時頃から鴨川市へ順次到着をいたしましたことから、

到着した給水車から亀田総合病院へ応急給水を開始いたしました。

東町浄水場では、施設に入ってしまった、泥水を排出するため、ポンプの手配等を行ないまして、夕方より水の排出を行ないまして、夜には排水が完了いたしました。

26日、翌日に水没してしまったポンプやモーターの洗浄作業、また、泥水の入ってしまった浄水池の水抜き作業を実施いたしました。

また、保台浄水場では、処理状況改善のための作業を継続して実施しておりましたが、状況は改善されない状態でした。

亀田総合病院の受水槽は満水の状態のため、水圧の落ちた地域で断続的に断水や減水が発生していたことから、東条地区各所に給水所を設け、給水車による応急給水を実施いたしました。

27日になりまして、東町浄水場の浄水池の洗浄が完了し、また、原水が一部取水できる状況となりましたことから、一部の浄水処理を開始し、配水池への送水を開始いたしまして、被災した施設については引き続き復旧作業を実施いたしました。

なお、保台浄水場においては、浄水処理が改善されている状況となったため、取水量を増やし、東町浄水場エリアへの押し込み量を正午ごろ増量いたしましたところ、それ以降給水所へ水を取りにくるお客さまはぱたりといなくなったとのことでした。

28日の午前3時頃に、東町浄水場配水池の水位の回復が確認され、運用水位内となったことから、午前6時に断水解消の広報を行なったところです。

また応援給水については、本日の出勤はありませんが、念のため、水道局で待機をしていただき、給水に支障がないことを確認したため、午後3時に解散をいたしました。

東町浄水場におきましては、現在でも100%の復旧には至っておりませんので、今後も復旧作業を継続して実施してまいります。

状況の報告は以上でございます。

この一連の災害について考察をさせていただくと、今申し上げました対応につきましては、水道事業の危機管理としては、処理的対策、クライスマネジメントといわれる、危機が発生した後の活動や、発生した場合の被害の軽減化対応でございます。この対応につきましては、施設の把握はもちろんですが、日頃の訓練も重要となるものと考えております。

一方、危機管理としては、予防的対策、リスクマネジメント、いわゆる、事故や危機がなるべく起きないような対処活動や、危険因子を減らす活動が、非常に大事なところだと思っております。

この予防的対策におきましては、今回の一連の災害に当てはめると、停電災害においては、電気をなるべく使わなくても水が送れるような施設整備、又は非常用発電機の設置等が考えられます。後の風水害においては、浄水場の裏山の整備、これは民地のため難しいところもありますが、倒木等の撤去や、雑木の間引き等を行なうことにより、土砂災害になりにくい山の整備を行なう。あるいは、土砂が到来しても、浄水場に影響なく排出できるような設備を考える。また、土砂が流入しても、浄水池内

や、ポンプ室内に流入しないよう防護措置をとっておく等の対応は必要ではないかと思います。もっと言えば、この位置に浄水場があることがよいのかといったことまで検討をする必要があると感じています。

いずれにいたしましても、今回の災害によりまして、大きな被害が出たところではありますが、今後の水道事業を継続していく上でも、大きな教訓を得た災害でありましたので、この経験を今後に活かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

(進行：事務局 小泉次長)

報告が終わりました。何かございますでしょうか。

(鈴木会長)

いまの東町浄水場の場所が適当かどうかという話、代替えできる場所とか、あそこいらないとか、いらないうてことはないと思うが。

(角田局長)

先ほどの話の中で、有収率が悪いということがありましたが、有収率を上げていくことで、だいたい東町浄水場で作っている分くらいの浄水量はいらなくなる。ということはあるんですが、ただそこだけを全部減らすというわけにはいきませんので、規模を縮小していく、あるいは他の浄水場や配水場から押しこみ、水量を減らしていくという方法もあるかと思います。安全対策として、下にそのまま流れる、規模を縮小してからですが、流れるような施設を作っておくというのも対策としてはあるかと。

将来推計をみますと、10年後20年後にはかなり水量は減るという予想になっており、10年後には東町浄水場くらいの規模の浄水場はいらなくなるかもしれない。

(進行：事務局 小泉次長)

その他ありますでしょうか。

(梶委員)

次から次へと襲ってきた災害で、水道局のみなさんも大変だったと思います。ご苦労様でした。

給水車についてですが、鴨川市で持っている給水車は何台か。

(角田局長)

鴨川市で持っている給水車は1台で、去年の3月に新車で買ったものがございます。

こちらの資料には書いておりませんが、台風15号、19号、21号とも出動はしている。水道局で保有しているものなので、水道局の職員が運転して給水をしてという形になってしまい、どうしても人数が少なくなるため現場対応にその分行けなくなる。

21号の際は、15号、19号の対応を踏まえ、本庁のほうに、人員の応援をいただき、給水車はそちらの職員の方で給水をしていただいた。水道局の職員については、被災対応に集中するという形をとらせていただいた。

また、応援いただいた給水車については、21号のときは県内で唯一鴨川市だけが断水が発生したことから、他の事業体ではある程度余裕があったということで、10台の応援がいただけたという状況。

(梶委員)

他から耳にしたのが、給水車が来たときに、一人何リットルという上限があるのかということと、入れ物が常に用意してあればいいと思うのだけど、無いところとかは貸出とかしてくれるのかというのを聞かれた。

(角田局長)

上限水量は決めていないため、必要なだけご利用という形にしている。容器がない場合は、6リットル程度入るものと、10リットル程度入る容器を、災害用としてストックしているので、それに水を入れてお持ちいただくという形にしており、それは返す必要はないものとしております。

(梶委員)

分かりました。容器がないからいけないという声があったものですから。ありがとうございます。

(進行：事務局 小泉次長)

他にありますでしょうか。なければ以上でよろしいでしょうか。

5 閉会

(進行：事務局 小泉次長)

それでは、以上をもちまして、令和元年度第3回水道事業運営委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

令和元年 11 月 26 日

会議録署名人 中村 康仁

会議録署名人 高梨 俊和